

ID: 3068

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	違反者に対する命令(第3条第1項の規定による施行者及び同条第2項に規定する土地区画整理組合が行う土地区画整理事業に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第76条第4項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
<p>【基準】</p> <p>法第76条第4項の規定による。</p> <p>4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、土地区画整理事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復を命じ、又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 3 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日